

県央ブロック

焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針（案）

県央ブロックごみ処理体制検討協議会

目 次

第1章 焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針

1	検討の趣旨	P 1
(1)	検討の経緯	P 1
(2)	県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定	P 2
(3)	対象区域	P 3
(4)	対象品目	P 3
2	ごみ処理の現状	P 4
(1)	現在のごみ処理体制	P 4
(2)	既存施設の概要	P 4
(3)	処理体制の課題	P 6
3	焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針	P 7
(1)	基本方針	P 7
(2)	施設配置及び処理体制	P 8
4	基本方針に基づく処理体制の整備	P 10
5	将来的な中間処理体制に関する今後の検討方針	P 10

第2章 資料編（検討の経過）

1	圏域内の施設配置案の検討（第一次検討）	P 11
(1)	施設配置に係る候補地の検討	P 11
(2)	既存ごみ処理施設敷地の状況	P 12
(3)	施設配置案の検討条件	P 13
(4)	施設配置案の組合せと課題の整理	P 14
(5)	施設配置案の設定	P 18
(6)	計画処理量及び施設規模の設定	P 19
(7)	第一次検討案の比較評価	P 21
2	圏域内の施設配置案の検討（第二次検討）	P 22
(1)	第二次検討案の追加	P 22
(2)	計画処理量及び施設規模の設定	P 24
3	検討対象とする施設配置案	P 25
4	実施の確実性に係る比較評価	P 28
5	各案の比較評価	
(1)	8市町の財政負担見込額による比較評価	P 29
(2)	温室効果ガス排出量による比較評価	P 35
6	焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針	P 37
7	将来的な中間処理体制に関する今後の検討方針	P 37

第1章 焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針

1 検討の趣旨

(1) 検討の経緯

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の8市町は、関係する一部事務組合とともに、平成27年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」を策定して圏域におけるごみ処理の広域化を進めることとし、圏域内の既存の6つのごみ焼却施設については、ごみ処理に要する費用の低減や環境負荷の軽減などを目的として、1施設に集約して新たに整備することとしました。

新ごみ焼却施設の整備に向けて、平成27年から29年にかけて学識経験者や住民代表などで構成する「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会」で整備候補地の選定を進め、平成29年5月には整備候補地4箇所を決定し公表しました。その後、各候補地での住民説明会や懇談会を重ね、令和3年3月に「盛岡インターチェンジ付近」を新たなごみ焼却施設の整備予定地に選定しました。

8市町は、各市町議会の議決を経て、令和5年2月に新ごみ焼却施設の整備主体となる「盛岡広域環境組合」を設置しました。

また、同組合の設置と併せて「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」を締結し「焼却処理以外の中間処理体制」や「最終処分体制」に係る協議・検討を進めることとし、令和5年3月に8市町と関係する一部事務組合で構成する「県央ブロックごみ処理体制検討協議会」を設置しました。

なお、「協定」では、3Rの推進を図るため、新ごみ焼却施設で受け入れるごみについて次のとおり定めています。

- ① 施設が立地する盛岡市・盛岡地域の現在のごみ焼却施設より受入対象が拡大し、ごみの焼却処理量が増加することのないよう「新ごみ焼却施設で受け入れるごみは、現在の盛岡市・盛岡地域の施設の受入基準の範囲を超えないものとする。」としています。
- ② プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック類の資源化を進めるため、「プラスチック類の分別収集、資源化を8市町の全域で実施すること。」としています。

本検討は、上記の協定に定める事項の実現に向けて、新ごみ焼却施設の稼働後における不燃・粗大ごみ及び資源ごみの処理体制について検討を行い、基本方針として取りまとめるものです。

(2) 県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定

令和5年2月に8市町が締結した「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定」における、「焼却処理以外の中間処理」に関する記述は次のとおりです。

県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定書（関係部分抜粋）

2 3Rの推進に関する基本方針

(1) 新施設の受入基準

新施設で受け入れるごみは、現在の盛岡市盛岡地域の施設の受入基準の範囲を超えないものとする。

(2) 分別収集品目の設定

現在、関係市町が実施している分別収集・資源化の取組については、新施設の稼働後も原則として継続するものとし、関係市町の協議により方針を定めるものとする。

なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック類の分別収集、資源化については、新施設の稼働までに、関係市町の全域で実施するものとする。

4 焼却以外の中間処理に関する基本方針

不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理については、関係市町による共同処理体制の構築について検討を進めるものとする。

(1) 処理施設

不燃・粗大ごみ、資源ごみの処理施設については、施設整備に係る財政負担、収集運搬効率、住民の利便等を勘案し、関係市町間での共同処理体制について検討を進めるものとする。

(2) 共同処理体制の構築に向けたプロセス

ア 既存施設活用の検討

既存の不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設について、関係市町間の相互調整により、共同での処理体制の構築に向けた検討を進める。

イ 施設整備の検討

既存施設の活用による処理体制において処理能力に不足が生じる場合には、新たな不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設の整備に向けた検討を進めるものとする。

新たな不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設の整備に当たっては、効率的な処理体制となるよう施設の配置及び機能について、関係市町間で検討を進めるものとする。

(3) 対象区域

本検討の対象区域は、図 1 に示すとおり、3 市 5 町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町）で構成する県央ブロック全域とします。



図 1 計画対象区域

(4) 対象品目

本検討の対象品目は、8 市町から発生する一般廃棄物（ごみ）のうち、表 1 に示す種類のごみとします。

表 1 検討の対象品目

検討対象	ごみの種類
不燃系ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
資源ごみ	びん、缶、ペットボトル、プラスチック類

2 ごみ処理の現状

(1) 現在のごみ処理体制

8市町では、市町又は一部事務組合が実施主体となって、ごみを処理しています。このうち、不燃系ごみ・資源ごみの処理体制は表2に示すとおりです。

表2 不燃系ごみ・資源ごみの処理体制

市町	不燃系ごみ		資源ごみ			
	不燃ごみ	粗大ごみ	びん	缶	ペット ボトル	容器包装 プラスチック
盛岡市（盛岡地域）	盛岡市					盛岡・紫波 地区環境 施設組合
盛岡市（都南地域）	盛岡・紫波地区環境施設組合					
盛岡市（玉山地域）	岩手・玉山環境組合					
八幡平市	八幡平市					—
滝沢市	滝沢・雫石環境組合					—
雫石町	滝沢・雫石環境組合					
葛巻町	葛巻町					
岩手町	岩手・玉山環境組合					岩手町
紫波町	盛岡・紫波地区環境施設組合					
矢巾町	盛岡・紫波地区環境施設組合					

(2) 既存施設の概要

8市町における不燃系ごみの破碎選別施設、資源ごみの資源化施設の概要は表3に、位置図は図2に示すとおりです。

表3 破碎選別施設、資源化施設の概要

施設名称	事業主体	対象自治体	施設種類	処理能力	竣工	経過年数
葛巻町リサイクルセンター	葛巻町	葛巻町	破碎選別	0.5t/5h	H元.4	35年
			資源化	0.5t/5h		
八幡平市清掃センター	八幡平市	八幡平市	破碎選別・資源化	15t/5h	H10.3	26年
岩手・玉山 清掃事業所	岩手・玉山 環境組合	盛岡市(玉山地域)	破碎選別	8t/5h	H 9.3	27年
		岩手町	資源化	2.8t/5h	H12.3	24年
滝沢清掃センター	滝沢・雫石 環境組合	滝沢市	破碎選別	6t/5h	H14.9	21年
			資源化	13.7t/5h	H24.8	11年
雫石リサイクルセンター		雫石町	資源化	12t/5h	H 7.3	29年
盛岡市 リサイクルセンター	盛岡市	盛岡市(盛岡地域)	破碎選別	60t/5h	S54.3	45年
			資源化	28t/5h	H 4.9	31年
盛岡・紫波地区 環境施設組合 清掃センター	盛岡・紫波 地区環境施 設組合	盛岡市(都南地域)	破碎選別	3t/5h	H15.3	21年
			資源化	20t/5h	H 2.3	34年
		紫波町 矢巾町	紙製容器包装	12t/5h	H22.7	13年
			プラ製容器包装	18t/5h		

注) 経過年数は令和6年4月時点

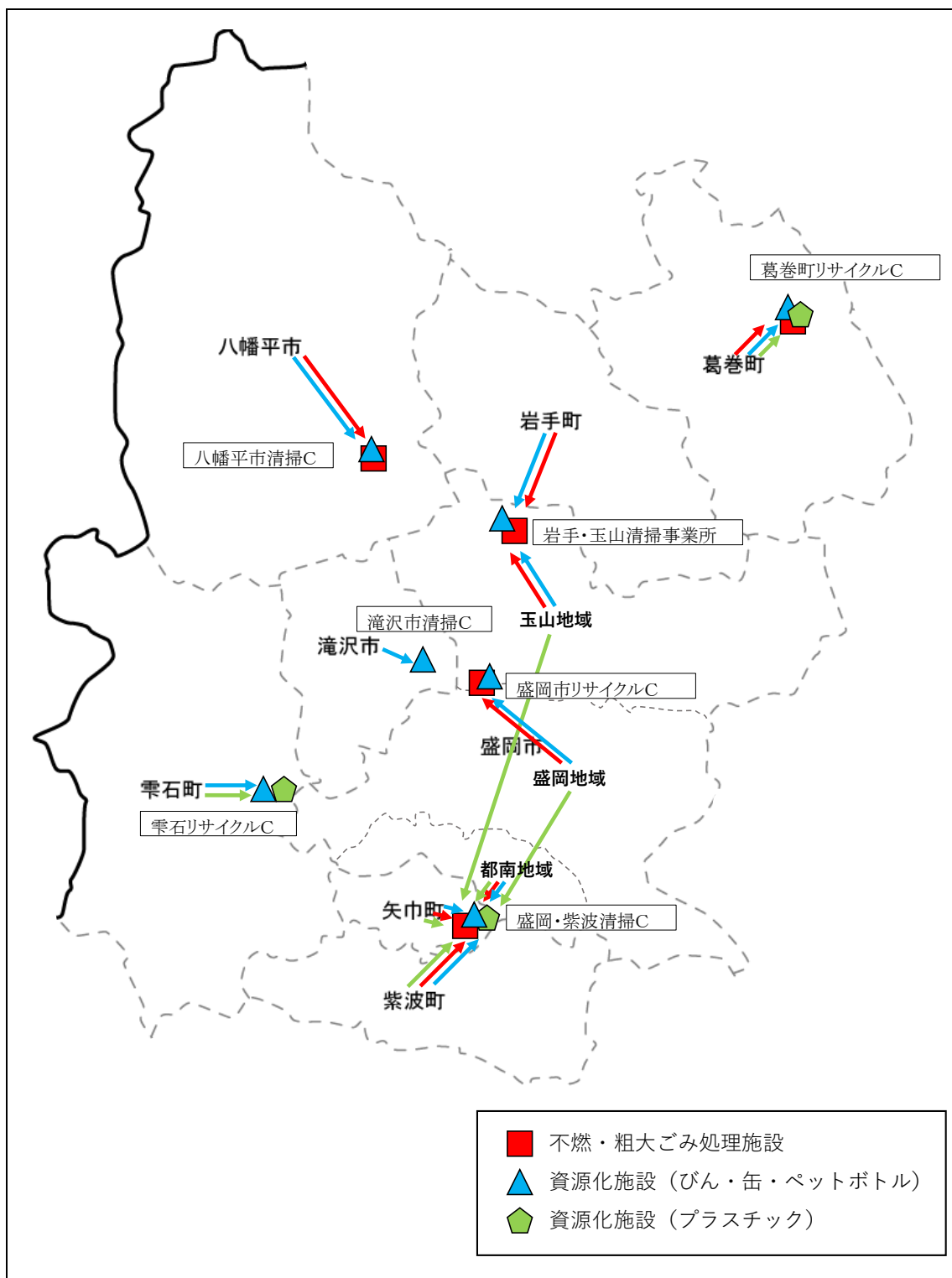


図2 既存施設の位置図

(3) 処理体制の課題

ア 不燃系ごみ処理の課題

滝沢清掃センター及び盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターの不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は、ごみ焼却施設と一体となっており、現焼却施設の稼働が停止すると不燃ごみ・粗大ごみの処理を行うことができなくなるため、新ごみ焼却施設が稼働する令和14年度までに、破碎選別処理を行う体制の整備が必要になります。

イ 資源ごみ処理の課題

協定に基づき、新ごみ焼却施設が稼働する令和14年度までにプラスチック類の分別収集、資源化を行う必要があります。

本検討時点での、各市町におけるプラスチック類の資源化の実施状況は表4のとおりであり、岩手町※を除く全域においてプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）の処理体制の整備が必要となるほか、八幡平市及び滝沢市においては、併せてプラスチック製容器包装の処理体制の整備が必要となります。

表4 プラスチック類資源化の実施状況

令和6年4月現在

市町	容器包装 プラスチック		プラスチック 使用製品廃棄物	
	実施状況	実施主体	実施状況	実施主体
盛岡市（盛岡地域）	○	盛岡・紫波地区 環境施設組合	×	—
盛岡市（都南地域）	○		×	—
盛岡市（玉山地域）	○		×	—
八幡平市	×	—	×	—
滝沢市	×	—	×	—
雫石町	○	滝沢・雫石環境組合	×	—
葛巻町	○	葛巻町	×	—
岩手町	○	岩手町（委託）	○	岩手町（委託）
紫波町	○	盛岡・紫波地区 環境施設組合	×	—
矢巾町	○		×	—

※ 岩手町では、令和6年4月からプラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物の一括収集・資源化を開始しています。

なお、岩手町のプラスチック類の処理については、他市町と共同処理することも含めて体制の検討を行っています。

3 焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針

(1) 基本方針

8市町の圏域における焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針は、2(3)に掲げる課題に対応するため、次のとおりとします。

なお、本基本方針の検討の経過については、第2章で詳述しています。

課題1 滝沢清掃センター、盛岡・紫波地区清掃センターのごみ焼却施設稼働停止に伴う、不燃・粗大ごみ処理体制の確保

課題2 協定に基づくプラスチック類の資源化处理体制の確保



以下の項目による比較評価を行い、最適な施設配置について検討

① 実施の確実性

➤ 処理体制構築の面における課題等による比較

② 8市町の財政負担（コスト）

➤ 施設の設置、管理及び運営に係る8市町の財政負担見込額による比較

③ 温室効果ガス排出量（環境負荷）

➤ ごみの収集運搬、施設の運転、残さの運搬に係る温室効果ガス排出量による比較



【焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針】

- ① 処理施設は、(2)に示す配置及び処理体制を基本とします。
- ② 施設の整備・運営に係る実施主体については、現行の処理体制の継続を原則としますが、新たな処理体制（枠組み）の構築が必要となる市町※においては、関係市町間で協議を進めるものとします。
- ③ 8市町の財政負担見込額による比較評価は、処理施設を新設又は増設する費用により行いましたが、新たな処理体制の整備に当たっては、各実施主体において可能な限り既存の施設・設備を有効活用することにより費用の低減に努めるものとします。

※ 八幡平市と岩手町により新たな共同処理体制の構築を行うほか、盛岡市において盛岡地域と玉山地域の処理を統合する方針としています。

(2) 施設配置及び処理体制

基本方針に基づくごみ処理体制は表 5 に、不燃系ごみの破碎選別施設、資源ごみの資源化施設の配置は表 6 及び図 3 に示すとおりです。

表 5 基本方針に基づく不燃系ごみ・資源ごみの処理体制

市町	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ			
			びん	缶	ペット ボトル	プラスチック 類
盛岡市（盛岡地域）	盛岡市					盛岡・紫波 地区環境 施設組合
盛岡市（都南地域）	盛岡・紫波地区環境施設組合					
盛岡市（玉山地域）	<u>盛岡市</u>					
八幡平市	<u>八幡平市・岩手町</u>					
滝沢市	滝沢・雫石環境組合					
雫石町	滝沢・雫石環境組合					
葛巻町	葛巻町					
岩手町	<u>八幡平市・岩手町</u>					
紫波町	盛岡・紫波地区環境施設組合					
矢巾町	盛岡・紫波地区環境施設組合					

※ 下線は、現状から処理体制が変更になることを示します。

表 6 基本方針に基づく破碎選別施設、資源化施設の概要

施設位置	事業主体	対象自治体	施設種類・想定施設規模		
			破碎選別処理	資源化処理	
			不燃・粗大	びん・缶・PET	プラスチック類
葛巻町 リサイクルセンター	葛巻町	葛巻町	0.4t/5h	0.6t/5h	0.1t/5h
八幡平市 清掃センター	八幡平市 ・岩手町	八幡平市 岩手町	4t/5h	4t/5h	3t/5h
滝沢清掃センター	滝沢・雫石 環境組合	滝沢市	—	6t/5h	—
雫石リサイクルセンター		雫石町	9t/5h	—	5t/5h
盛岡市 リサイクルセンター	盛岡市	盛岡市(盛岡地域) (玉山地域)	22t/5h	12t/5h	—
盛岡・紫波地区 環境施設組合 清掃センター	盛岡・紫波地 区環境施設 組合	盛岡市(都南地域) 紫波町 矢巾町	9t/5h	7t/5h	14t/5h※

※ 盛岡市（盛岡地域及び玉山地域）のプラスチック類処理を含む。

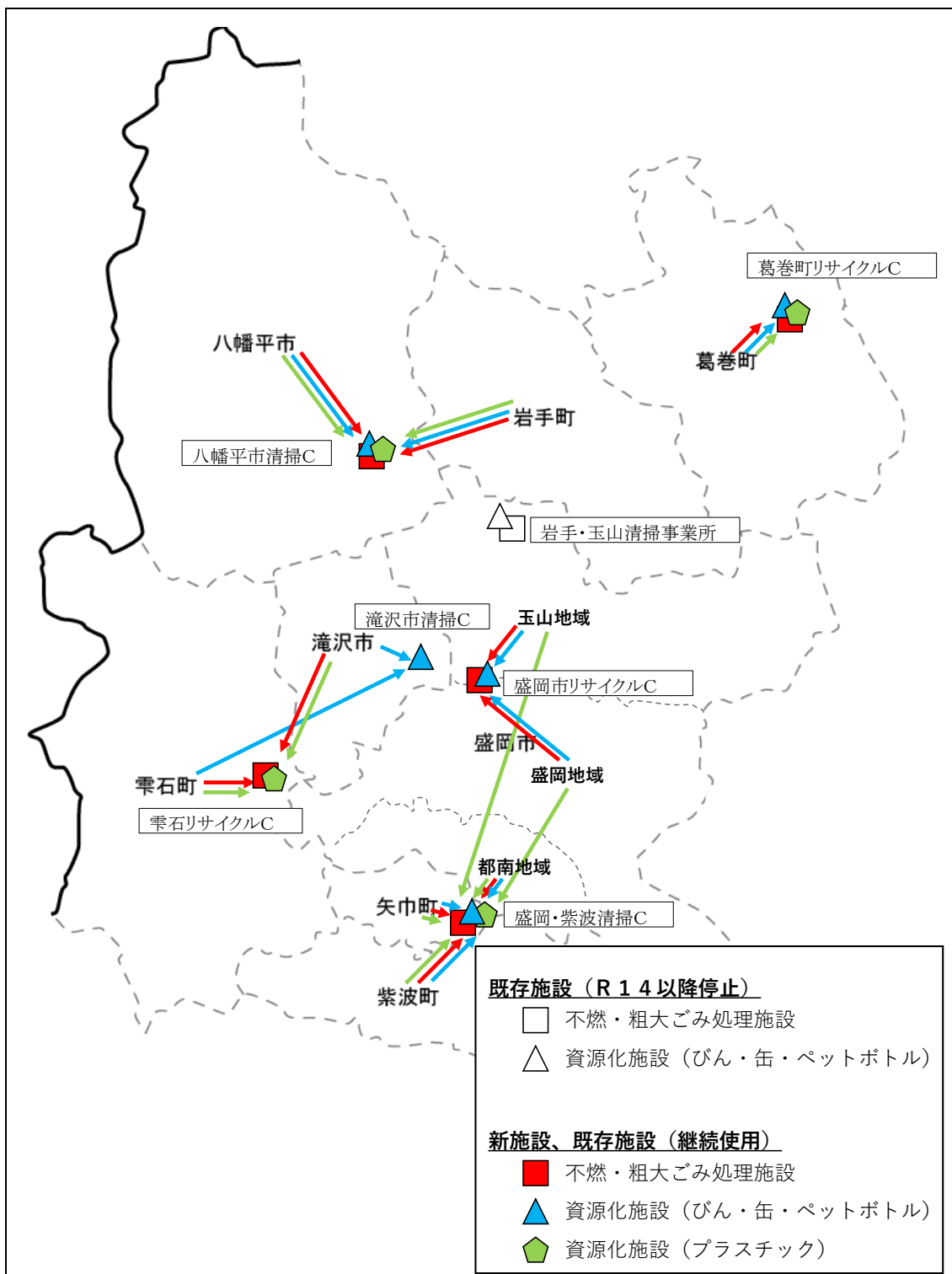


図 3 焼却処理以外の中間処理体制図

4 基本方針に基づく処理体制の整備

今後は、本基本方針に基づき、各施設の整備運営主体において既存施設の活用や新たな施設・設備の設置について具体的な検討を行った上で、令和14年度の新ごみ焼却施設の稼働に向けて不燃系ごみ及び資源ごみ処理体制の整備に係る計画の策定等を進めていきます。

各施設の整備運営主体は、施設の効率的な活用によるコストの低減に努めるとともに、住民の利便に配慮し、十分な説明を行いながら処理体制の整備を進めていくこととします。

5 将来的な中間処理体制に関する今後の検討方針

人口減少の進行に伴うごみ排出量の減少などにより、将来的には、本基本方針の処理体制から、更に効率的な処理体制への見直しが必要になることも見込まれます。

このことから、8市町及び関係一部事務組合においては、本基本方針に基づき処理体制を確保するとともに、次期施設への更新等も視野に入れて、更なる共同処理の拡大や施設の集約化を目指して、協議を継続していくこととします。

【将来的な中間処理体制に関する今後の検討方針】

将来的な中間処理体制のあり方については、共同処理の拡大や施設の集約化を目指し、県央ブロック内の市町及び一部事務組合において協議を継続するものとします。

第2章 資料編（検討の経過）

1 圏域内の施設配置案の検討（第一次検討）

(1) 施設配置に係る候補地の検討

不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設の配置に当たり、効率性や経済性を重視する場合には、「施設の集約化・大規模化」による対応が考えられることから、当初は本圏域内で1から2施設程度に施設を集約する可能性について検討を行いました。

検討の結果、次の枠内の課題が挙げられたことから、施設の集約による効率性や経済性を考慮しながらも、令和14年度の新焼却施設の稼働に合わせた体制整備が可能となるよう、複数拠点での処理を前提として、既存のごみ処理施設敷地の活用を基本とした検討を行いました。

【1～2施設程度に集約する場合の課題】

- ・ 既存のごみ処理施設の敷地では必要面積の不足が見込まれる。
- ・ 必要面積を有する新たな敷地の検討・確保には長期間を要することが見込まれる。
- ・ 新ごみ焼却施設への不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設の併設は、新焼却施設の整備工程への影響や、過度な搬入車両の集中による地域への影響が見込まれる。

(2) 既存ごみ処理施設敷地の状況

既存のごみ処理施設の状況と、受入可能と見込まれる施設規模について、8市町及び一部事務組合から聴き取りを行った結果を表7に示します。

表7 既存ごみ処理施設敷地の状況

施設名	状 況
葛巻町リサイクルセンター	・現施設を延命化して利用することが可能である。 ・現状と同地域、同品目（葛巻町の不燃・粗大ごみ、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック）の処理対象物の受入れが可能であり、製品プラスチックについても既存設備の活用又は一部増設により受入可能である。
八幡平市清掃センター	・敷地内の利用可能な空きスペースを利用した施設の新增設も可能である。 ・盛岡地域を除く数自治体の不燃・粗大ごみ、びん、缶、ペットボトル、プラスチック類について受入拡大の余地がある。
岩手・玉山清掃事業所	・現状よりも受入地域を拡大する集約施設の立地には、敷地面積が不足すると考えられる。
滝沢・雫石環境組合 滝沢リサイクルセンター	・大規模な集約施設の立地には敷地面積が不足すると考えられる。 ・既存のリサイクルセンターは比較的新しいことから、既存施設活用の意向があり、現状に加え、雫石町分の処理対象物の受入れが可能である（滝沢市及び雫石町のびん、缶、ペットボトル）。
滝沢・雫石環境組合 雫石リサイクルセンター	・休止している雫石清掃センターの解体跡地の利用が可能である。 ・盛岡地域を除く数自治体の、不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設の敷地になり得る。
盛岡市リサイクルセンター	・現状と同地域、同品目（盛岡地域の不燃・粗大ごみ、びん、缶、ペットボトル）の処理対象物の受入れが可能である。 ・敷地の拡張を行うことで、盛岡市全域の不燃・粗大ごみ、資源ごみ処理施設の敷地になり得る。
盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター	・敷地内の利用可能な空きスペースの活用が可能である。 ・浸水想定区域に該当するため、新たな施設の整備を行う場合には、浸水対策を検討する必要がある。

(3) 施設配置案の検討条件

(1) で整理した既存ごみ処理施設敷地の状況等を踏まえ、新たな施設配置案の検討条件を次の枠内及び表 8～10 とおり整理しました。

- ① 盛岡地域の不燃・粗大ごみ、びん・缶・ペットボトルは盛岡市リサイクルセンター敷地内で受入・処理する。
- ② 八幡平市・岩手町・玉山地域の不燃・粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチック類は八幡平市清掃センター敷地内で受入・処理する。
- ③ 葛巻町は対象地域の北東に位置しており、受入可能性のある八幡平市清掃センター敷地内との距離が50km以上離れていることから、葛巻町の不燃・粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチック類は、葛巻町リサイクルセンター敷地内で処理する。
- ④ ①～③以外の市町地域の処理対象物については、滝沢市清掃センター敷地内、雫石リサイクルセンター敷地内、盛岡・紫波地区清掃センター敷地内のいずれかで受入・処理する。
- ⑤ 盛岡・紫波地区清掃センター敷地内での受入・処理量は、既存施設における処理対象物の受入量を最大とし、受入れを縮小する方向とする。

表 8 施設配置案の検討条件（不燃・粗大ごみ処理施設）

	盛岡地域	都南地域	玉山地域	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町
葛巻町RC							○			
八幡平市CC			○	○				○		
滝沢CC										
雫石RC		△			△	△			△	△
盛岡市RC	○									
盛岡紫波CC		△							△	△

○：本検討における固定条件、△：本検討における検討要素

表 9 施設配置案の検討条件（びん・缶・ペットボトル処理施設）

	盛岡地域	都南地域	玉山地域	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町
葛巻町RC							○			
八幡平市CC			○	○				○		
滝沢CC					△	△				
雫石RC		△			△	△			△	△
盛岡市RC	○									
盛岡紫波CC		△							△	△

○：本検討における固定条件、△：本検討における検討要素

表10 施設配置案の検討条件（プラスチック類処理施設）

	盛岡 地域	都南 地域	玉山 地域	八幡平 市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町
葛巻町RC							○			
八幡平市CC			○	○				○		
滝沢CC										
雫石RC		△			△	△			△	△
盛岡市RC	△									
盛岡紫波CC	△	△			△	△			△	△

○：本検討における固定条件、△：本検討における検討要素

（4）施設配置案の組合せと課題の整理

以上の条件を基に、拠点数別に考えられる施設配置案の組合せ結果を表11に示します。

なお、施設配置案の組合せの抽出に当たっては、上述の検討条件を踏まえ、以下の条件別に整理しています。

- ① 雫石リサイクルセンターの受入対象品目による区分
- ② 雫石リサイクルセンターの受入対象市町による区分
- ③ 盛岡市リサイクルセンターでのプラスチック類処理の有無による区分

表11 施設配置案の組合せ結果

拠点数	①霰石RCの 受入対象市町	②霰石RCの 受入対象市町			③盛岡RCのブラ処理 なし				③盛岡RCのブラ処理 あり			
		不粗	び 缶 ペ	ブラ	6－①a				6－①b			
6 拠 点	不燃粗大・ブラ	滝 霰	－	滝 霰	対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
					八幡平市CC	八・岩・玉	八・岩・玉	八・岩・玉	八幡平市CC	八・岩・玉	八・岩・玉	八・岩・玉
5 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰	6－②a				6－②b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
4 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	6－③a				6－③b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
3 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	6－④a				6－④b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
2 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	6－⑤a				6－⑤b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
1 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	6－⑥a				6－⑥b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
0 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	5－①a				5－①b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
0 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	5－②a				5－②b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
0 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	5－③a				5－③b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
0 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	5－④a				5－④b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
0 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	5－⑤a				5－⑤b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛
0 拠 点	不燃粗大・びん缶・ペット・ボトル・ブラ	滝 霰 紫 矢 都	－	滝 霰 紫 矢 都	4－①a				4－①b			
					対象市町				対象市町			
					不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類				不燃・粗大 びん・缶・ペット プラスチック類			
					葛巻町RC	葛	葛	葛	葛巻町RC	葛	葛	葛

凡例：「盛」盛岡地域、「八」八幡平市、「岩」岩手町、「玉」玉山地域、「葛」葛巻町、「滝」滝沢市、「霰」霰石町、「紫」紫波町、「矢」矢巾町、「都」都南地域、朱書きは既存処理体制からの変更のある市町地域

表11の組合せについて、それぞれの特徴を精査し、以下の課題への該当の有無により絞込みを行いました。

各組合せの課題への該当状況を表12に示します。

課題Ⅰ 施設配置の効率性（雫石リサイクルセンターにおける受入余地）

- ・ 雫石リサイクルセンターにおいて、「不燃・粗大ごみ」の受入れを拡大する余地がある。
- ・ 雫石リサイクルセンターにおいて、「びん・缶・ペットボトル」の受入れを拡大する余地がある。
- ・ 雫石リサイクルセンターにおいて、「プラスチック類」の受入れを拡大する余地がある。

課題Ⅱ 検討方針との整合（盛岡紫波清掃センターにおける受入量）

- ・ 盛岡・紫波地区清掃センターにおいて、プラスチック類の受入量が拡大する。

課題Ⅲ 収集運搬の効率性（品目ごとの運搬先）

- ・ 滝沢市及び雫石町の「不燃・粗大ごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「プラスチック類」の運搬先が3種類すべて異なっており、収集運搬が非効率となる。

表12 各種課題とその該当状況

課題	6 拠点										5 拠点								4 拠点	
	① a	① b	② a	② b	③ b	④ b	⑤ a	⑤ b	⑥ a	⑥ b	① b	② a	② b	③ a	③ b	④ a	④ b	⑤ b	① b	
I 施設配置の効率性																				
雫石RCの「不燃・粗大ごみ」には、更なる受入余地がある。	●	●			●		●	●			●	●	●							
雫石RCの「びん・缶・PET」には、更なる受入余地がある。							●	●	●	●	●			●	●			●		
雫石RCの「プラスチック類」には、更なる受入余地がある。	●	●	●	●																
II 検討方針との整合																				
盛岡・紫波CCにおいて、プラスチック類の受入量が拡大する。							●		●			●		●		●				
III 収集運搬の効率性																				
滝沢・雫石の「不燃・粗大ごみ」、「びん・缶・PET」、「プラスチック類」の運搬先が3種類すべて異なり非効率となる。							●	●	●	●										
該当件数	2	2	1	1	1	0	4	3	3	2	2	2	1	2	1	1	0	1	0	

※ ●印は課題に該当することを示す。

(5) 施設配置案の設定

表12による課題の整理の結果、各種課題に該当しない施設配置案は3案となり、これら3案に、既存施設体制継続を加えた計4案を第一次検討案としました。（表13）なお、既存施設継続案については、既存施設の施設規模を考慮し、雫石町のびん・缶・ペットボトルについての、滝沢リサイクルセンターでの受入・処理に変更しました。

表13 施設配置案（第一次検討案）

6 拠点 (6 ④ b)	施設名		対象市町		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町R C	○	葛	葛	葛
	八幡平市C C	○	八・岩・玉	八・岩・玉	八・岩・玉
	滝沢C C	○	—	滝・雫	—
	雫石R C	○	滝・雫・紫・矢・都	—	滝・雫・紫・矢・都
	盛岡R C	○	盛	盛	盛
	盛岡紫波C C	○	—	紫・矢・都	—
	施設数	6	—	—	—
5 拠点 (5 ④ b)	施設名		対象市町		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町R C	○	葛	葛	葛
	八幡平市C C	○	八・岩・玉	八・岩・玉	八・岩・玉
	滝沢C C	—	—	—	—
	雫石R C	○	滝・雫・紫・矢・都	滝・雫・紫・矢・都	—
	盛岡R C	○	盛	盛	盛
	盛岡紫波C C	○	—	—	滝・雫・紫・矢・都
	施設数	5	—	—	—
4 拠点 (4 ① b)	施設名		対象市町		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町R C	○	葛	葛	葛
	八幡平市C C	○	八・岩・玉	八・岩・玉	八・岩・玉
	滝沢C C	—	—	—	—
	雫石R C	○	滝・雫・紫・矢・都	滝・雫・紫・矢・都	滝・雫・紫・矢・都
	盛岡R C	○	盛	盛	盛
	盛岡紫波C C	—	—	—	—
	施設数	4	—	—	—
既存施設継続	施設名		対象市町		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町R C	○	葛	葛	葛
	八幡平市C C	○	八	八	八
	岩手玉C C	○	岩・玉	岩・玉	岩
	滝沢C C	○	—	滝・雫	—
	雫石R C	○	滝・雫	—	滝・雫
	盛岡R C	○	盛	盛	—
	盛岡紫波C C	○	紫・矢・都	紫・矢・都	盛・玉・紫・矢・都
	施設数	7	—	—	—

(6) 計画処理量及び施設規模の設定

ア 計画処理量

計画処理量として、盛岡広域環境組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における推計値を用いました。8市町のごみ量は減少傾向にあることから、計画処理量は処理量が最大となる稼働開始初年度の令和14年度における処理量としました。8市町における令和14年度の品目別計画処理量を表14に示します。

表14 計画処理量（t/年）

項 目	盛岡 地域	都南 地域	玉山 地域	八幡平 市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町
不燃・粗大ごみ	4,267	767	147	498	1,464	308	80	173	467	478
びん・缶・ ペットボトル	2,290	808	169	599	1,016	207	105	223	323	295
プラスチック類	2,054	424	55	288	942	50	15	173	218	118
合 計	8,611	1,999	371	1,385	3,422	565	200	569	1,008	891

イ 施設規模の算定方法

施設規模は、「ごみ処理施設構造指針解説：焼却施設・粗大ごみ処理施設・高速堆肥化処理施設」（昭和62年8月全国都市清掃会議）に基づき、以下に示す式により算出しています。

各施設配置案別の施設規模は表15に示すとおりです。

施設規模 = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 × 計画月最大変動係数

実稼働率 = 0.658 = (365日－年間停止日数) ÷ 365日

年間停止日数 = 125日間 = 土日(104日間) + 年末年始を含む祝日(21日間)

計画月最大変動係数 = 1.15 (ごみ処理施設構造指針解説における標準計画月最大変動係数)

表15 第一次検討案の施設規模

	施設名		施設規模 (t/5h)		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
6 拠点	葛巻町RC	○	0.4	0.6	0.1
	八幡平市CC	○	4	5	3
	滝沢CC	○	—	6	—
	雫石RC	○	17	—	9
	盛岡RC	○	21	11	10
	盛岡紫波CC	○	—	9	—
	施設数	6	4	5	4
5 拠点	施設名		施設規模 (t/5h)		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町RC	○	0.4	0.6	0.1
	八幡平市CC	○	4	5	3
	滝沢CC	—	—	—	—
	雫石RC	○	17	15	—
	盛岡RC	○	21	11	10
	盛岡紫波CC	○	—	—	9
4 拠点	施設名		施設規模 (t/5h)		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町RC	○	0.4	0.6	0.1
	八幡平市CC	○	4	5	3
	滝沢CC	—	—	—	—
	雫石RC	○	17	15	9
	盛岡RC	○	21	11	10
	盛岡紫波CC	—	—	—	—
既存施設継続	施設名		施設規模 (t/5h)		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町RC	○	0.4	0.6	0.1
	八幡平市CC	○	3	3	2
	岩手玉山CC	○	2	2	2
	滝沢CC	○	—	6	—
	雫石RC	○	9	—	5
	盛岡RC	○	21	11	—
	盛岡紫波CC	○	9	9	14
	施設数	7	6	6	5

(7) 第一次検討案の比較評価

各案の施設配置について8市町間で比較評価を行い、施設の立地に当たり次の枠内の課題があるとの意見があったことから、施設の過度な集約によるデメリットが生じないよう、「5拠点案」及び「4拠点案」は第一次検討案から除外することとしました。

- ・ 5拠点案、4拠点案で想定される施設規模の場合には、雫石リサイクルセンター敷地の拡張が必要となる懸念がある。
- ・ 雫石リサイクルセンターの周辺道路について、盛岡市都南地域、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の収集車両が搬入することとなり、周辺道路の交通量増加が懸念される。

2 圏域内の施設配置案の検討（第二次検討）

(1) 第二次検討案の追加

第一次検討案の比較評価を踏まえ、拠点数を6箇所として、より多くの施設配置案による比較検討を行うため、1(2)で設定した施設配置案の検討条件の緩和の可能性について検討し、次の枠内のおり見直しを行いました。

8市町での意見交換により、施設の立地上の課題等が想定されない表16の配置案を第二次検討案として追加しました。

- | |
|--|
| <p>① 盛岡市リサイクルセンター敷地内での受入・処理の対象を、<u>盛岡市全域（盛岡地域・都南地域・玉山地域）の不燃・粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル及びプラスチック類に拡大することを検討する。</u></p> <p>② <u>八幡平市・岩手町の不燃・粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチック類は八幡平市清掃センター敷地内で受入・処理する。</u></p> <p>③ 葛巻町は対象地域の北東に位置しており、受入可能性のある八幡平市清掃センター敷地内との距離が50km以上離れていることから、葛巻町の不燃・粗大ごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチック類は、葛巻町リサイクルセンター敷地内で処理する。</p> <p>④ ①～③以外の市町地域の処理対象物については、滝沢市清掃センター敷地内、雫石リサイクルセンター敷地内、盛岡・紫波地区清掃センター敷地内のいずれかで受入・処理するものとし、<u>1施設での受入・処理量が過大にならないよう複数拠点での分散処理案も検討する。</u></p> <p>⑤ 盛岡・紫波地区清掃センター敷地内での受入・処理量は、既存施設における処理対象物の受入量を最大とする。</p> |
|--|

※ 見直し箇所は下線部

表16 施設配置案（第二次検討案）

	施設名		対象市町		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
6 拠点②	葛巻町ＲＣ	○	葛	葛	葛
	八幡平市ＣＣ	○	八・岩	八・岩	八・岩
	滝沢ＣＣ	○	—	滝・雫	—
	雫石ＲＣ	○	滝・雫・紫・矢	—	滝・雫・紫・矢
	盛岡ＲＣ	○	盛・玉・都	盛・玉・都	盛・玉・都
	盛岡紫波ＣＣ	○	—	紫・矢	—
	施設数	6	—	—	—
6 拠点③	施設名		対象市町		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町ＲＣ	○	葛	葛	葛
	八幡平市ＣＣ	○	八・岩	八・岩	八・岩
	滝沢ＣＣ	○	—	滝・雫	—
	雫石ＲＣ	○	滝・雫	—	滝・雫
	盛岡ＲＣ	○	盛・玉・都	盛・玉・都	盛・玉・都
6 拠点④	盛岡紫波ＣＣ	○	紫・矢	紫・矢	紫・矢
	施設数	6	—	—	—
	施設名		対象市町		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
	葛巻町ＲＣ	○	葛	葛	葛
	八幡平市ＣＣ	○	八・岩	八・岩	八・岩
	滝沢ＣＣ	○	—	滝・雫	—
	雫石ＲＣ	○	滝・雫	—	滝・雫
6 拠点④	盛岡ＲＣ	○	盛・玉	盛・玉	—
	盛岡紫波ＣＣ	○	紫・矢・都	紫・矢・都	紫・矢・都・盛・玉
	施設数	6	—	—	—

(2) 計画処理量及び施設規模の設定

第一次検討案と同条件（１－(5) 参照）により、第二次検討案の施設規模を表17のとおり設定しました。

表17 第二次検討案の施設規模

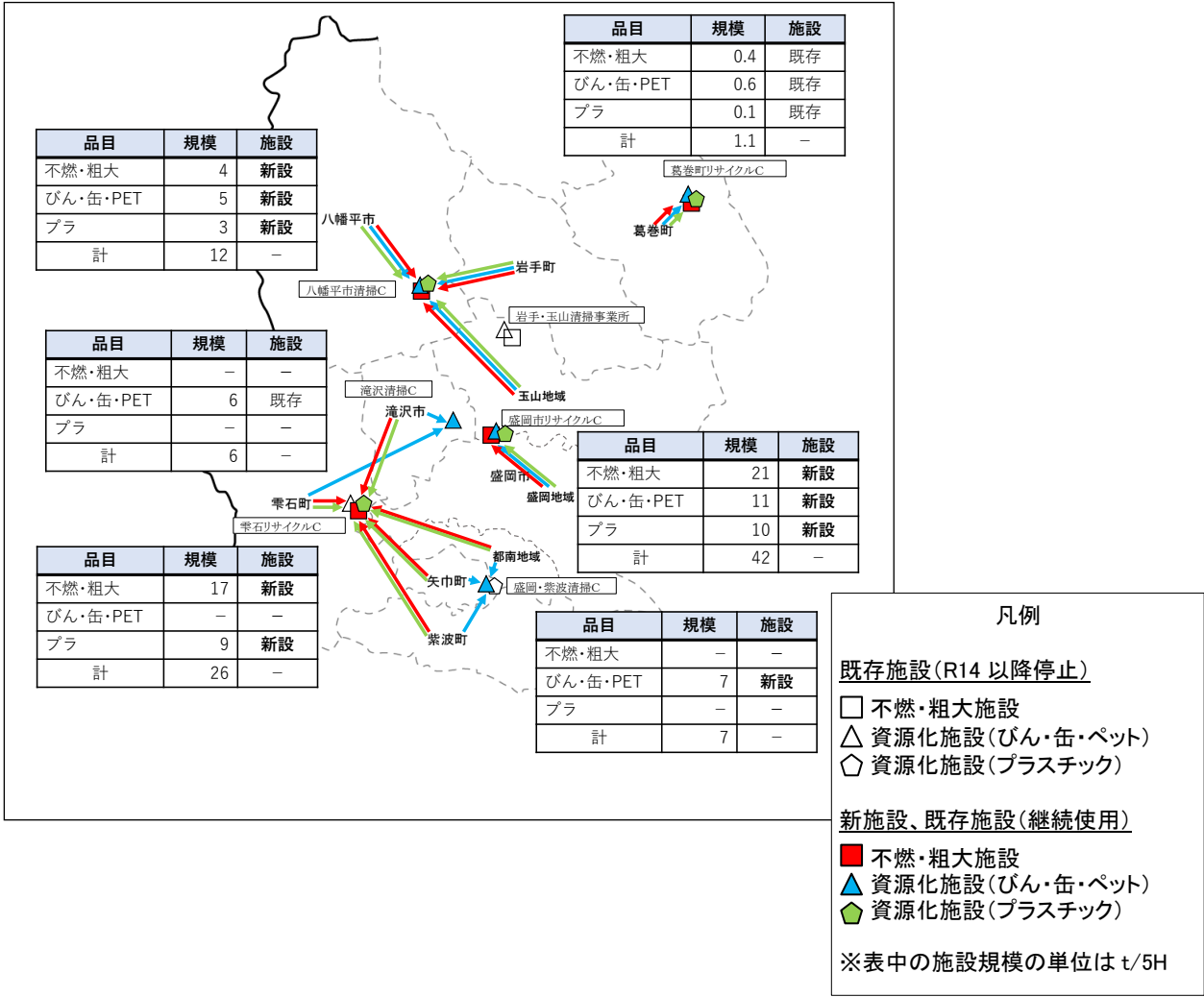
	施設名		施設規模（t/5h）		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
6 拠点②	葛巻町R C	○	0.4	0.6	0.1
	八幡平市C C	○	4	4	3
	滝沢C C	○	—	6	—
	雫石R C	○	14	—	7
	盛岡R C	○	25	16	13
	盛岡紫波C C	○	—	3	—
	施設数	6	4	5	4
	施設名		施設規模（t/5h）		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
6 拠点③	葛巻町R C	○	0.4	0.6	0.1
	八幡平市C C	○	4	4	3
	滝沢C C	○	—	6	—
	雫石R C	○	9	—	5
	盛岡R C	○	25	16	13
	盛岡紫波C C	○	5	3	2
	施設数	6	5	5	5
	施設名		施設規模（t/5h）		
			不燃・粗大	びん・缶・ペット	プラスチック類
6 拠点④	葛巻町R C	○	0.4	0.6	0.1
	八幡平市C C	○	4	4	3
	滝沢C C	○	—	6	—
	雫石R C	○	9	—	5
	盛岡R C	○	22	12	—
	盛岡紫波C C	○	9	7	14
	施設数	6	5	5	4

3 検討対象とする施設配置案

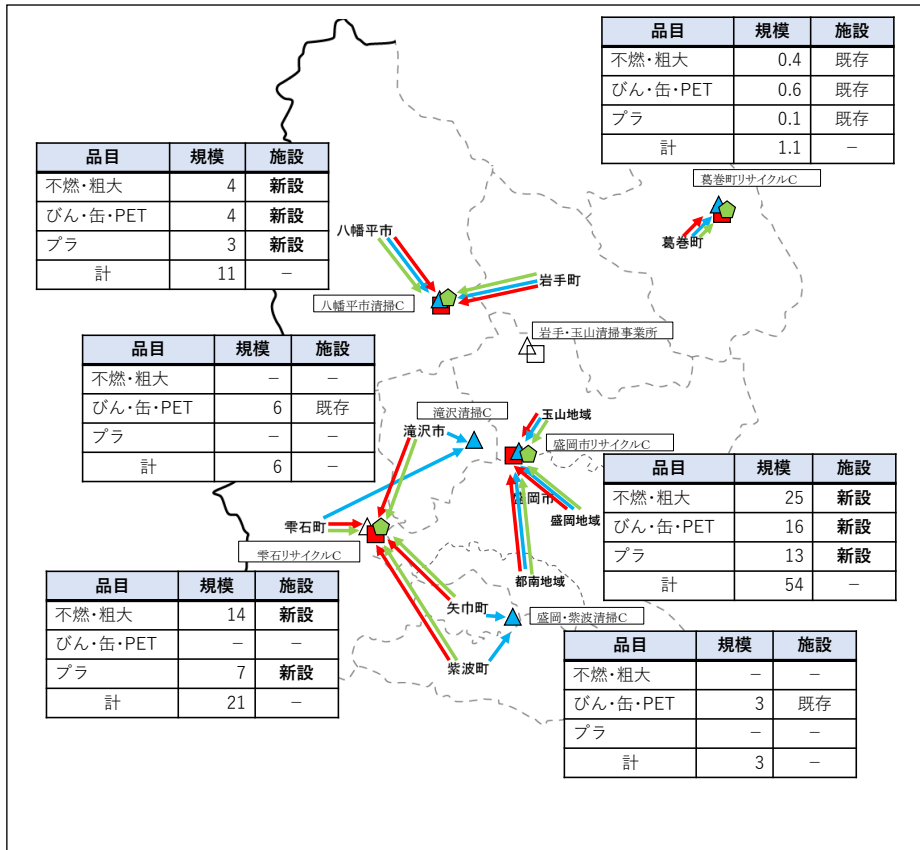
これまでの検討により抽出した施設配置案に係る施設配置図及び施設規模を、以下に図示します。

また、現施設の状況を勘案し、新たな配置案とする場合の施設整備の有無を「新設」又は「既存」として示しています。

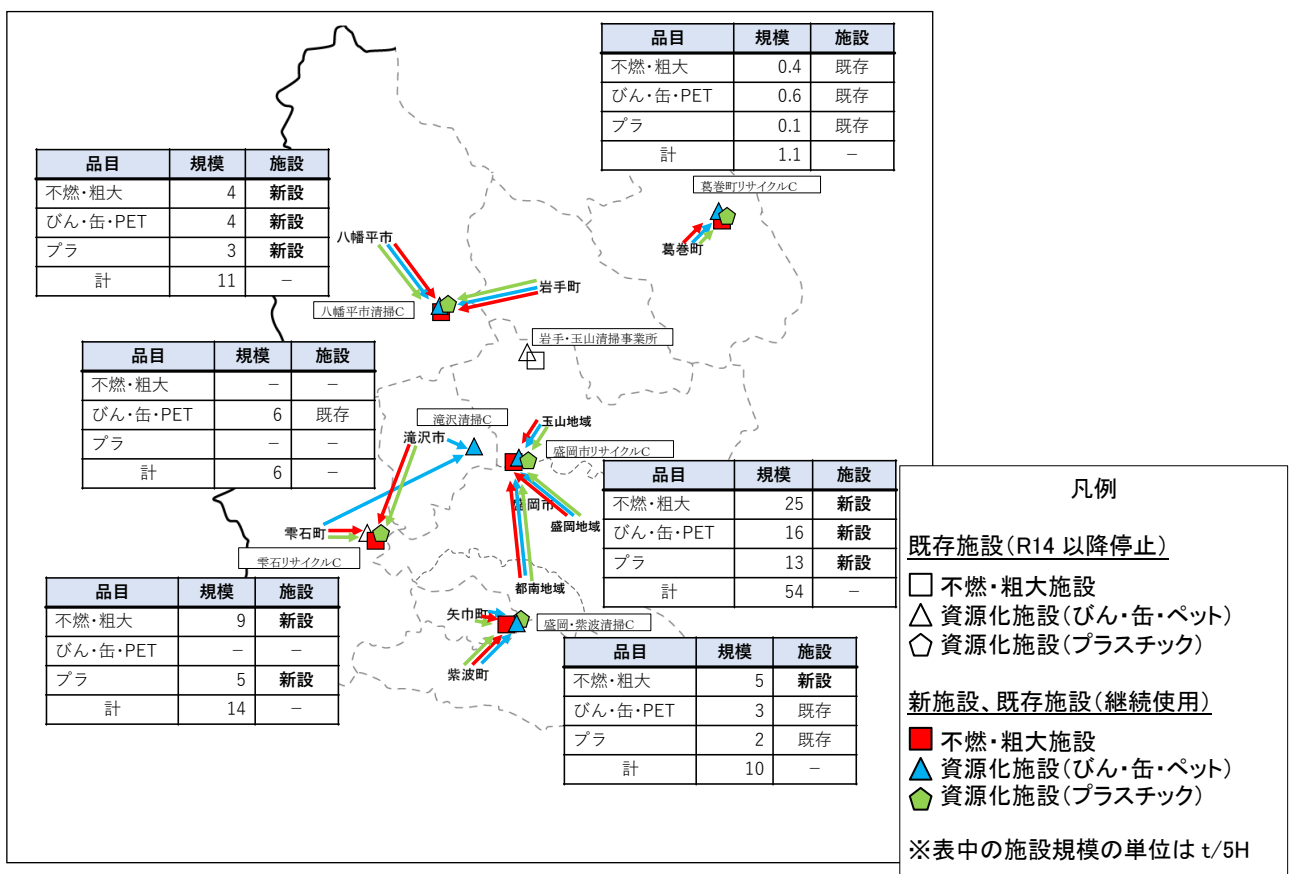
(1) 6 拠点案



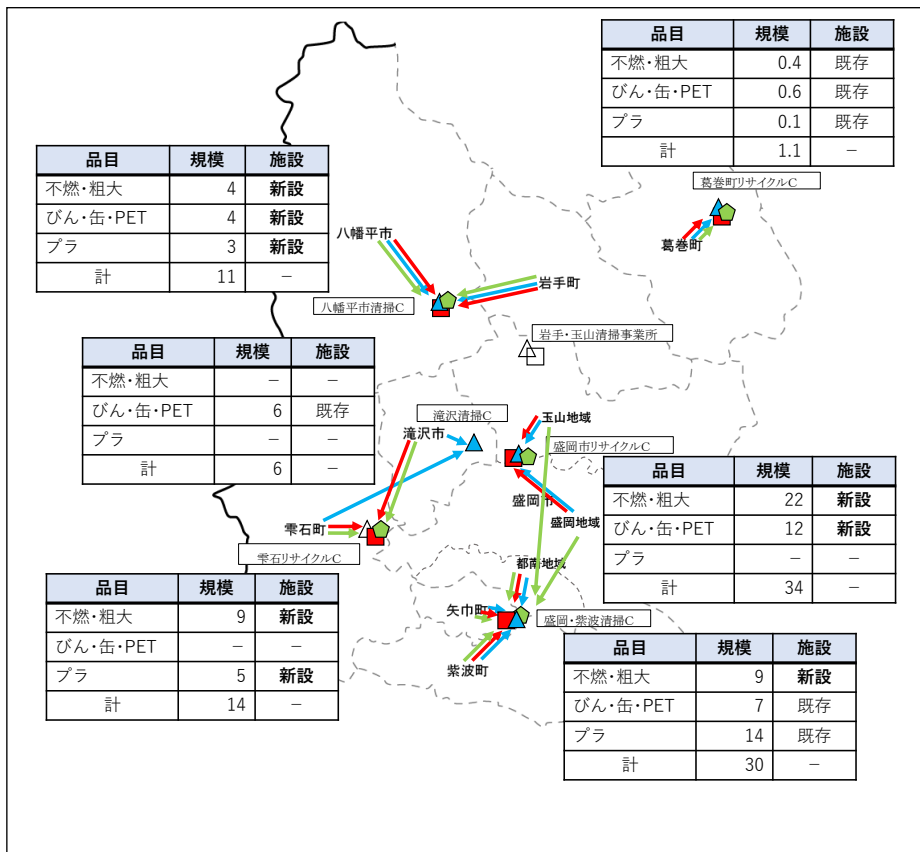
(2) 6 拠点案②



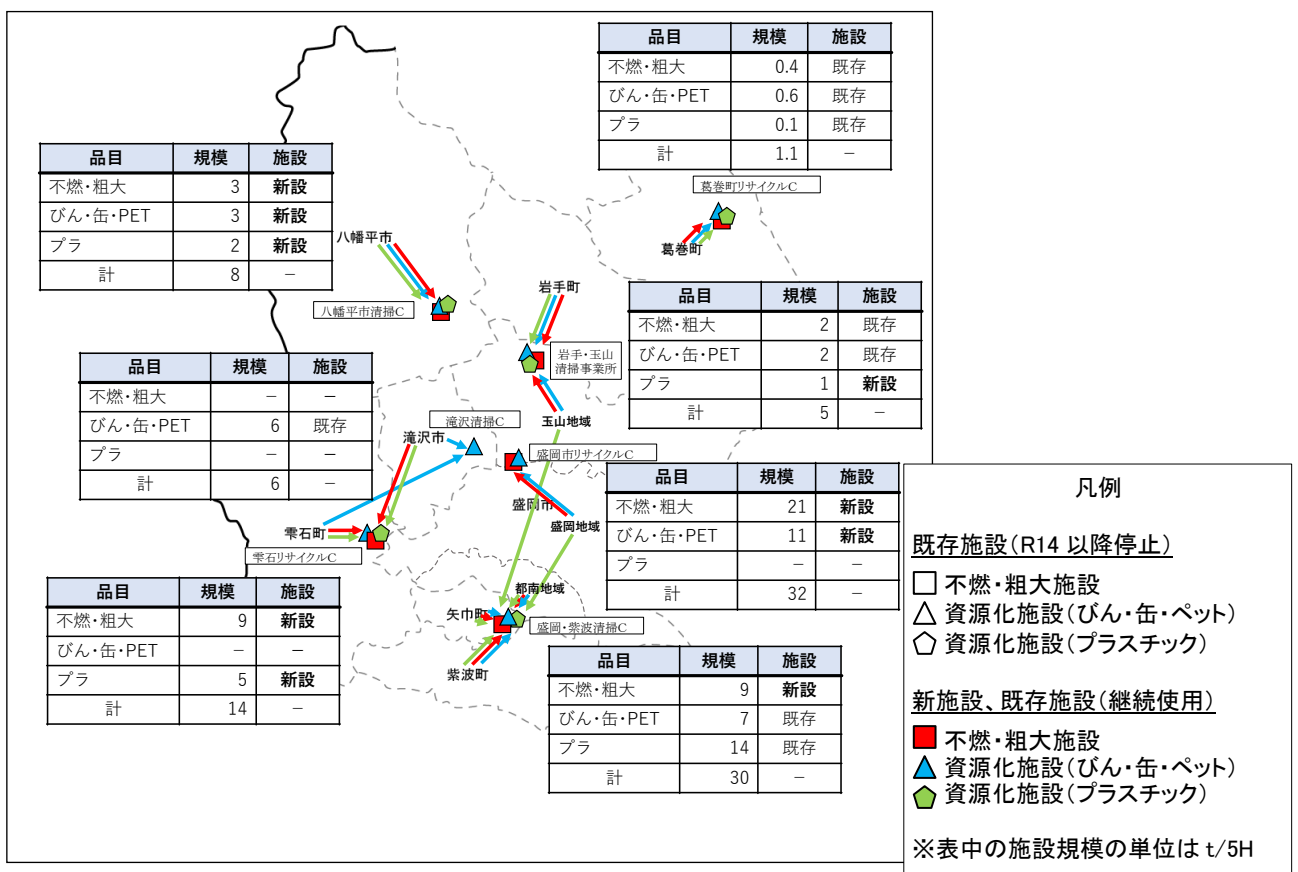
(3) 6 拠点案③



(4) 6 拠点案④



(5) 既存施設継続案



4 実施の確実性に係る比較評価

各配置案における施設の整備運営主体に係る課題等を抽出し、処理体制構築の面における各配置案の「実施の確実性」について評価を行いました。

評価結果は表18のとおりです。

表18 実施の確実性の評価

施設配置案	課題等	実施の 確実性
6 拠点案	新たに共同で施設整備を行う2拠点（八幡平、雫石）について、それぞれ新たな共同処理体制の構築が必要となり、複数の一部事務組合間での体制見直しが生じるため、既存施設や職員の取扱いなど、市町及び組合間での調整が困難であると考えられる。	×
6 拠点案②		×
6 拠点案③	- 新たに共同で施設整備を行う3拠点（八幡平、雫石、盛岡・紫波）のうち、2拠点（雫石、盛岡・紫波）については、既存の一部事務組合があり共同処理の枠組みがある。 1拠点（八幡平）については新たな共同処理体制の構築が必要となるが、複数の一部事務組合間での体制見直しは生じないため、市町及び組合間での調整は比較的容易であると考えられる。	○
6 拠点案④		○
既存施設継続案	新たに共同で施設整備を行う全ての拠点において現行の処理体制があるため、新たな共同処理体制の構築を要しない。	◎

◎：新たな処理体制の構築が不要であり実施の確実性が非常に高い

○：新たな処理体制の構築が可能であり実施の確実性が高い

×：新たな処理体制の構築が困難であり実施の確実性が低い

5 各案の比較評価

4の比較評価で実施の確実性が見込まれる6拠点案③、6拠点案④及び既存施設継続案の3案について、「8市町の財政負担見込額」及び「温室効果ガス排出量」による比較評価を行いました。

(1) 8市町の財政負担見込額による比較評価

以下の条件により施設配置案別の財政負担見込額を試算し、比較評価を行いました。

ア 対象経費

対象施設の設置、管理及び運営に係る経費を対象とし、次のとおり試算しました。

(ア) 設計建設費

① 新設及び増設に係る整備費

破碎設備ありの場合と、破碎設備なしの場合それぞれのメーカーヒアリング結果に基づき、施設規模に対する建設費単価を推計して試算しました。

※ 当該整備費は処理施設に係るプラント設備、建築工事等を含むものであり、既存の施設、設備の流用は見込んでいません。

② 造成費

盛岡・紫波地区清掃センターに施設整備する場合には、整備予定範囲に浸水対策として2mの盛土を行う想定で試算しました。

(イ) 運営維持管理費（施設稼働後20年間：令和33年度まで）

① 新設又は増設を行う施設（既存施設＋新增設の場合を含む。）

次のaとbの合計により試算しました。

a 人件費を除く運営維持管理費

破碎設備ありの場合と、破碎設備なしの場合それぞれのメーカーヒアリング結果に基づき、人件費を除く運営維持管理費を試算しました。

b 人件費

他施設事例を参考に施設規模別に配置人員を設定し、全国都市清掃会議の積算要領等を参考に人件費単価を設定して試算しました。

② 既存施設を継続利用する施設

各施設の令和元年度から3年度までの処理に要した経費の平均により試算しました。

(ウ) 可燃残さ運搬費

各年度の計画ごみ処理量に応じて、各施設から新ごみ焼却施設までの運搬距離により試算しました。なお、運搬費単価は盛岡市の事例を参考に設定しました。

(エ) 計画支援事業費

施設整備に係る計画策定、各種調査などのコンサル業務に係る費用を計上しました。

※ 施設規模の如何によらず、新設又は増設を要する施設については一律に費用を計上しています。

イ 施設配置案別の財政負担見込額の試算

(ア) 試算の方法（施設稼働後20年間：令和33年度まで）

アで試算した経費に、循環型社会形成推進交付金、地方債等の財源を充当した上で8市町の財政負担見込額を算定し、地方債の元利償還費を加えた実質負担見込額を試算しました。

(イ) 経費の振り分け

試算におけるイニシャルコスト、ランニングコストに係る経費の振り分けは、表19のとおりです。

表19 財政負担見込額の試算における経費の振り分け

費目	含まれる経費
イニシャルコスト	・ 設計建設費 ・ 計画支援事業費
ランニングコスト	・ 運営維持管理費（施設稼働後20年間） ・ 可燃残さ運搬費

(A) 6拠点案③

(千円)

施設名	イニシャルコスト	ランニングコスト	地方債元利償還費	市町負担計
葛巻町RC	—	92,576	—	92,576
八幡平市 清掃C	5,386,700 【財源】 交付金 1,936,368 地方債 3,270,800 市町負担 179,532	4,223,758	3,703,185	8,106,475
滝沢清掃C	—	1,010,162	—	1,010,162
雫石RC	5,706,700 【財源】 交付金 2,051,568 地方債 3,467,600 市町負担 187,532	3,781,781	3,926,006	7,895,319
盛岡市RC	7,666,700 【財源】 交付金 2,757,166 地方債 4,673,000 市町負担 236,534	7,306,498	5,290,755	12,833,787
盛岡・紫波 清掃C	4,606,252 【財源】 交付金 1,619,566 地方債 2,829,100 市町負担 157,586	4,403,384	3,203,099	7,764,069
6施設計	23,366,352 【財源】 交付金 8,364,668 地方債 14,240,500 市町負担 761,184	20,818,159	16,123,045	37,702,388

(B) 6 拠点案④

(千円)

施設名	イニシャルコスト	ランニングコスト	地方債元利償還費	市町負担計
葛巻町 R C	—	92,576	—	92,576
八幡平市 清掃 C	5,386,700 【財源】 交付金 1,936,368 地方債 3,270,800 市町負担 179,532	4,223,758	3,703,185	8,106,475
滝沢清掃 C	—	1,010,162	—	1,010,162
雫石 R C	5,706,700 【財源】 交付金 2,051,568 地方債 3,467,600 市町負担 187,532	3,781,781	3,926,006	7,895,319
盛岡市 R C	6,906,700 【財源】 交付金 2,483,566 地方債 4,205,600 市町負担 217,534	5,188,629	4,761,569	10,167,732
盛岡・紫波 清掃 C	5,246,252 【財源】 交付金 1,849,966 地方債 3,222,700 市町負担 173,586	5,787,124	3,648,735	9,609,445
6 施設計	23,246,352 【財源】 交付金 8,321,468 地方債 14,166,700 市町負担 758,184	20,084,030	16,039,495	36,881,709

(C) 既存施設継続案

(千円)

施設名	イニシャルコスト	ランニングコスト	地方債元利償還費	市町負担計
葛巻町RC	—	92,576	—	92,576
八幡平市 清掃C	4,986,700 【財源】 交付金 1,792,368 地方債 3,024,800 市町負担 169,532	4,112,153	3,424,666	7,706,351
岩手・ 玉山清掃C	1,416,700 【財源】 交付金 507,166 地方債 829,100 市町負担 80,434	3,960,345	938,703	4,979,482
滝沢清掃C	—	1,010,162	—	1,010,162
雫石RC	5,706,700 【財源】 交付金 2,051,568 地方債 3,467,600 市町負担 187,532	3,781,781	3,926,006	7,895,319
盛岡市RC	6,826,700 【財源】 交付金 2,454,766 地方債 4,156,400 市町負担 215,534	5,118,489	4,705,863	10,039,886
盛岡・紫波 清掃C	5,246,252 【財源】 交付金 1,849,966 地方債 3,222,700 市町負担 173,586	5,787,124	3,648,735	9,609,445
7施設計	24,183,052 【財源】 交付金 8,655,834 地方債 14,700,600 市町負担 826,618	23,862,630	16,643,973	41,333,221

ウ 市町負担見込額による比較評価

施設配置案ごとの市町の財政負担見込額の試算結果を表20に示します。

試算により、6 拠点案④の市町負担見込が最も低くなると見込まれることから、コスト面では「6 拠点案④」が最も優れていると評価します。

表20 財政負担見込額の試算（結果）

（千円）

6 拠点案③	6 拠点案④	既存施設継続案
37,702,388	36,881,709	41,333,221

(2) 温室効果ガス排出量による比較評価

各施設配置案の運営段階（20年間）において想定される環境負荷を二酸化炭素排出量に換算して比較評価を行いました。

ア 検討対象期間

検討対象期間は稼働目標年度である令和14年度から令和33年度の20年間とします。

イ 温室効果ガス排出量の算定対象及び算定方法

算定対象は次の3項目とします。

- ・ごみの収集運搬に伴う燃料使用
- ・施設の運転に伴う電気使用
- ・処理後の可燃残さの運搬に伴う燃料使用

それぞれの算定方法は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルに従うものとし、算定方法の概要を表21に示します。

表21 温室効果ガス排出量算定方法の概要

算定対象	算定方法
ごみの収集運搬に伴う燃料使用	算定式： $\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (kL)} \times \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$ 燃料使用量：延べ走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) 燃費は2 t パッカー車を想定して、文献値より3.3km/Lと設定 単位発熱量：(ガソリン) 34.6 GJ/kL ^{※1} 排出係数：(ガソリン) 0.0183 tC/GJ ^{※1}
施設の運転に伴う電気使用	算定式： $\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$ 電気使用量：(既存施設) R 2～4年度の各施設における年間電気使用量の平均値 (新施設 ^{※2}) プラントメーカーヒアリングより設定 単位使用量あたりの排出量：0.000434 (t-CO ₂ /kWh) ^{※3}
処理後の可燃残さの運搬に伴う燃料使用	算定式： $\text{CO}_2\text{排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (kL)} \times \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$ 燃料使用量：走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/L) 燃費は4 t ダンプ車を想定して、文献値より5.5km/Lと設定 単位発熱量：(ガソリン) 34.6 GJ/kL ^{※1} 排出係数：(ガソリン) 0.0183 tC/GJ ^{※1}

※1：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

※2：施設の一部を新增設し既存施設と組み合わせて使用する場合においても、同規模の新施設と同等の電気使用量を見込むものとする。

※3：「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R 3年度実績－」（環境省・経済産業省 令和5年7月）の東北電力ネットワーク(株)の調整後排出係数

ウ 温室効果ガス排出量による比較評価

施設配置案ごとの温室効果ガス排出見込量は表22に示すとおりです。

試算により、6 拠点案④の温室効果ガス排出見込量が最も低くなると見込まれることから、環境負荷面では「6 拠点案④」が最も優れていると評価します。

最も温室効果ガス排出量が多い「既存施設継続案」と「6 拠点案④」の差は、20年間で1,192tCO₂となっており、1 世帯当たりの年間CO₂排出量（2.74tCO₂）※でみると、約 435世帯分に相当する温室効果ガスの排出削減が見込まれます。

表22 温室効果ガス排出量の見込

算定対象	CO ₂ 排出量（tCO ₂ ／20年）		
	6 拠点案③	6 拠点案④	既存施設継続案
収集運搬に伴う燃料使用	15,148	14,374	13,944
施設運転に伴う電気使用	16,180	16,200	17,820
可燃残さ運搬に伴う燃料使用	804	858	860
合 計	32,132	31,432	32,624

※「令和3年度 家庭部門のCO₂排出実態統計調査の概要（令和5年3月 環境省）」による。

6 焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針

県央ブロックにおける焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針は、「実施の確実性」、「8市町の財政負担見込額（コスト）」、「温室効果ガス排出量（環境負荷）」による比較評価の結果、次のとおりとしました。

- ① 処理施設の配置は、「6 拠点案④」を基本とします。
- ② 施設の整備・運営に係る実施主体については、現行の処理体制の継続を原則としますが、新たな処理体制（枠組み）の構築が必要となる市町においては、関係市町間で協議を進めるものとします。
- ③ 8市町の財政負担見込額による比較評価は、処理施設を新設又は増設する費用により行いましたが、新たな処理体制の整備に当たっては、各実施主体において可能な限り既存の施設・設備を有効活用することにより費用の低減に努めるものとします。

7 将来的な中間処理体制に関する今後の検討方針

令和14年度の新ごみ焼却施設稼働に向けた処理体制の整備に向けて、各施設の整備運営主体が取組を進めていくこととなりますが、人口減少の進行に伴うごみ排出量の減少などにより、将来的には、本基本方針の処理体制から、更に効率的な処理体制への見直しが必要になることも見込まれます。

このことから、8市町及び関係一部事務組合においては、本基本方針に基づき処理体制を確保するとともに、次期施設への更新等も視野に入れて、更なる共同処理の拡大や施設の集約化を目指して、協議を継続していくこととします。